

平成 27 年 第 10 回 教育 委員会 定例会

平成 27 年第 10 回教育委員会が平成 27 年 10 月 16 日午前 9 時 30 分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 平成 27 年 10 月 16 日 (金) 午前 9 時 30 分から |
| 2 場 所 | 健康センター 第 1 会議室 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 松村 重樹 (教育委員長)
植松 紀子 (委員長職務代理)
稲田 瑞穂 (委員)
宮川 保之 (委員)
坂田 篤 (教育長) |
| 5 出席説明者 | 絹 良人 (教育部長)
栗林 昭彦 (教育部参事)
粕谷 靖宏 (教育総務課長)
山下 晃 (生涯学習スポーツ課長)
伊藤 高博 (図書館長)
五十嵐 弘一 (博物館長)
小熊 克也 (統括指導主事)
佐藤 裕樹 (指導主事)
西山 智 (指導主事) |
| 6 書 記 | 小林 真吾 (教育総務課庶務係長)
田中 留美 |
| 7 傍聴者 | 1 名 |

平成27年第10回清瀬市教育委員会議事日程

平成27年10月16日
午前9時30分

- 日程第1 会議録署名委員の指名
宮川委員
- 日程第2 教育長より報告
- 日程第3 教育委員より報告
- 日程第4 議案第18号 清瀬市教育委員会公告式規則の一部を改正する
規則について
- 日程第5 議案第19号 清瀬市教育委員会会議規則の一部を改正する規
則について
- 日程第6 議案第20号 清瀬市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規
則について
- 日程第7 議案第21号 清瀬市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
について
- 日程第8 議案第22号 清瀬市教育委員会の権限委任等に関する規則の一
部を改正する規則について
- 日程第9 議案第23号 清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部を改正す
る規則について
- 日程第10 議案第24号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執
行の状況の点検及び評価実施要綱の一部を改正する要
綱について
- 日程第11 議案第25号 清瀬市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定に
ついて

- 日程第 12 議案第 26 号 清瀬市社会教育員の選任について
- 日程第 13 議案第 27 号 清瀬市郷土博物館協議会委員の選任について
- 日程第 14 報告事項 1 長期欠席・いじめ等の月例報告について
- 日程第 15 報告事項 2 重点事業（中間報告）について
- 日程第 16 報告事項 3 平成 28 年度清瀬市教育委員会教育目標について
- 日程第 17 報告事項 4 第 31 回清瀬美術展、ミュージアムコンサートにつ
いて
- 追加日程 1 報告事項 5 清瀬教育の日について
- 日程第 18 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

委員長が開会を宣言し、議事に入る。

(松村委員長)

平成27年第10回清瀬市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長が宮川委員を指名。

(松村委員長)

日程第2、教育長からの報告をお願い致します。

(坂田教育長)

おはようございます。私から報告をさせていただきます。

まず、1つ目として、運動会についてご報告を申し上げます。本日の午後、ちょっと天候が悪いので開催は危ぶまれますが、小学校の連合運動会が予定されております。それに先立ちまして、10月3日土曜日には小学校9校の運動会が開催されたところでございます。委員の方々におかれましては、学校訪問等ありがとうございました。

私は、わずかな時間でありましたが、9校全てを訪問して、子供たちの様子を見てきました。いずれの学校も子供たちは、運動の得意・不得意の別なく、自らの種目に全力で取り組んでいた。また、教員も適切に動いて役割を果たしていたということになります。また、保護者、地域の方々も多数ご参加いただいて、本小学校の教育活動に対する理解と評価をいただける場になったと考えております。

そういう中で、プログラムの花形の1つは、高学年児童による組体操でございました。本市9校の小学校でも全校で組体操が行われたと理解しており

ますが、一部学校では、組体操の際に管理職を含めて教職員総出で児童をサポートするという様子も見られました。反面、教員のサポート体制が十分ではなくて、児童の演技中、私は思わず「危ない」と声が出てしまうような学校もございました。すなわち安全配慮義務が十分に履行されていない学校があったということでございます。

9月27日に大阪府の八尾市の中学校で行われた運動会の組体操で、10段ピラミッドが崩れて生徒が重軽傷を負うという事故が発生したことは、われわれの記憶に新しいところでございます。私も投稿サイトの動画を見ましたが、最上段の生徒が立ち上がろうとした瞬間に中央部から一気に崩れ落ちる、これは教師が手の出しようのない状況だったと思います。

これは新聞報道レベルの話ですが、当該中学校では義務教育の最高記録である段数に数年前から取り組むという挑戦をしていたようです。ただ、ここ3年間で7人が骨折をしていたという事実がある。また、練習においても一度も成功せずに当日を迎えてしまったという報道もございました。万が一、練習に一度も成功していなかったという報道が事実であれば、また過去3年間で7名もの生徒が骨折をしていたという事実を鑑みれば、事故が発生することは十分に予見されます。学校の安全配慮義務が果たされていなかったと指摘されても、これは致し方ない問題だと思えます。

生徒に、より高い目標、それも中学校の最高記録に挑ませたいという教師の思いは理解ができます。10段ピラミッドが成功したときの生徒の達成感、成就感は、他では代えがたい教育効果が上げられるであろうということも想像できます。おそらく生徒たちも、記録を達成したいと強い願いを持っていたでしょうし、事実、大阪の学校でも、昨年度の9段を10段に引き上げたいと申し出てきたのは生徒であったという報道もございます。地域や保護者の期待も大きかったのではないかと思います。

このような思いや願いや意欲に囲まれていたら、危険性を感じていたとしても、計画変更を決断することは相当な勇気が必要だったと思えます。また、

中学生ぐらいの発達段階になりますと、生徒一人一人が集中して、いわゆる「気合」を入れることで思いもよらない力を発揮することを私たちは経験的に知っています。中学校では、部活動でも学校行事でも、この気合による指導が随所で行われています。

この考え方は、私は全面的に否定されるものではないと思いますが、当該中学校においても、気合を入れることで困難を克服するという精神論に基づいた非科学的な考え方があったのではないかと推察をします。しかし、物理的に気合だけでは乗り越えることができない課題があることも事実であります。

150人以上でつくる10段ピラミッドにおいては、1段目、すなわち一番下で支えている子供の負荷は何と200キログラムであるという計算もございませぬ。2段目、3段目もそれなりの重さを支えなければなりません。これらの重さを支える子供の体力はどうなのか。支え得るだけの背筋力を持っているのか、当日の子供の健康状態はどうなのか、練習時の状況はどうだったのかといった生徒の実態を客観的かつ冷静に把握した上で、最後は管理職が勇気を持って判断しなければならなかつたはずでございませぬ。

一度始めたことだからとか、生徒や保護者、地域の思いや願いがあるからとか、練習ではできなかつたけれども気合が入る本番では大丈夫だろうとか、これはあまりにも無責任な判断であつて、実施の根拠には決してなりません。

また、生徒に対しても、途中で重さに耐え切れなくなつたと自覚した場合は、躊躇なく SOS を発するといつた指導も不可欠でございませぬ。中学生ぐらいになると、微妙な人間関係の中で生きておりますので、SOS を発することは、他者からの非難を受けたり、また自らのプライドが邪魔をしたりといふ難しいことは十分理解しておりますが、これこそが教師の指導であつて特別活動の狙いでもあると思ひます。

当該校の校長は、事故後こういうふうに言つています。「ピラミッドの周りに教員を11人配置するなど安全に配慮したつもりだつたが、事故が起きて

しまい、子供たちに申し訳ない。認識が甘かった。今後、組体操をどうするか検討していきたい」、何よりも私はこの校長の「つもり」という言葉に大きな違和感を覚えます。そして、11人の教員を配置することで安全配慮義務を果たしたと思うのは全くの勘違い、考え違いであるというふうにも指摘できます。

事故発生の可能性が高くて、子供の安全が確実に守られないのであれば、段数を減らす、勇気を持ってプログラムから外す、また演技中であっても重さに耐えられないような子供がいた場合は演技を中止するなどの勇気や決断をすることこそが、安全配慮義務を履行することや、また実態を十分に理解している校長の責任であると言っても、これは間違いないと思います。

このような事故が発生したことについては、報道でもネットでも、組体操、特にピラミッドやタワーについて賛否両論の議論が交わされています。大阪府では、ピラミッドの段数を5段まで、タワーは3段までとするように学校を指導することにしていると聞いています。組体操は、実は学習指導要領への位置付けはございません。ですから、教育委員会として一定の方向性や考え方を示さなければならないことは事実でしょうが、果たして規制や排除の方向で判断してよいのかは十分な議論が必要であると思います。

第八小学校では、組体操の後に代表児童がコメントを述べました。こういうコメントです。

初めは自分のことしか考えられませんでした。でも、見えないところで歯を食いしばって全力で支えてくれている友達がいること、そしてみんながいるからできるんだということを学びました。今年の6年生も行った全員ピラミッド、今度は自分たちの番だと楽しみにしていましたが、実際にやってみると想像以上に難しく、とても大変でした。おいしいご飯や優しい笑顔で励ましてくれたお父さん、お母さんの支えがあって最後まで頑張ることができました。たくさん練習をして汗だくになった体育着をきれいに洗濯してくれましたね。感謝しています。僕たち6年生は、あと半年でこの第八小学校を

卒業します。これからも組体操を通して学んだことを生かして、いつでも笑顔でたくさんの方にチャレンジしていきます。これからも応援よろしくお願ひします。

こういうコメントを言っています。このように、子供たちは組体操を通して、協力や努力の尊さ、家庭への感謝の心といった道徳的価値観や挑戦したことへの満足感、達成感、今後の決意といった特別活動の狙いに基づく学びを体験しています。クリアすべきハードルがさほど高くなければ、ここまでの学びを得ることができたかどうかは、これは疑わしい。

このようにリスクある教育活動を全て規制してしまえば、教育の高まりも深まりも広がりも期待できなくなります。困難な場面を適時適切に与え、しかし事故発生に至らぬように確実な安全管理をし、このことこそが学校教育の役割であると、こういう側面もござひます。

言い換えれば、安全配慮義務が果たせないのであれば、3段でも5段でもピラミッドやタワーは実施すべきではありません。いや、組体操というハイリスクなプログラムを行うべきではないと教育委員会として判断せざるを得なくなります。

運動会は終了しました。しかし、校外学習等これからもハイリスクな教育活動は続きます。また、日常の授業においてもリスクは必ず存在します。この活動ではどのような事故が予見されるのか、またそれに対してどのような体制でどのように安全管理を徹底していくのか、各校、それも管理職自身が、真剣に考えなければならないと思います。

なお、ピラミッドやタワーの取り扱いについては、次年度に向けて本市においても十分議論する必要があると考えておりますので、また定例教育委員会の議題にのせたいと思っております。

2番目です。「清瀬教育の日」について1点ご報告を申し上げます。後ほど指導課長より、この件については詳細な報告があると思いますが、来週の22日の木曜日から3日間にわたって「清瀬教育の日」が続けられます。この「教

育の日」という名称になって3年目を迎えておりますけれども、名称変更の意図は、この期間を清瀬の教育の象徴にしたいという願いでございました。すなわち、清瀬の教育に対する理解を促すとともに、PRをする日であるという位置付けで考えております。

過去2年間は、名称変更したにもかかわらず、それ以前と同様、学校公開週間としての意味合いが強くございました。各校が授業公開に合わせて道徳授業地区公開講座やセーフティ教室を開催することで、開かれた学校を進めていくことが主たる目的になっていました。

本市の教育は、今、第二ステージを迎えております。市民に第二ステージの理解を促し、清瀬の教育をPRすることを目指すとともに、本市の課題の1つである家庭力の向上を図ることを目指して、今年度は食育講演会を実施することにしました。講師は、本市における食育の全件調査を行っていただいた神奈川工科大学の^{あいぼ}饗場直美教授でございます。調査結果に基づいて、食育推進のための具体的な話が伺えると考えております。委員の皆さま方も、時間があつたらぜひご参加いただければと思います。

なお、今年度の取り組みは、私は単なるプロローグであると考えています。今後、清瀬の教育を象徴する事業を「清瀬教育の日」に合わせて積極的に実施をしていく、こういう考えでおりますので、またアイデアをいただければと思っております。

最後です。石田波郷俳句大会についてご報告を申し上げます。来週10月25日の日曜日10時から、けやきホールで表彰式が行われますが、石田波郷の俳句大会のジュニアの部、第7回を迎えました。投句数が7,108句でございます。今回は、市内の小中学校のみならず、東星学園からも多数の投句をいただきました。また、前回ご投句をいただいた神津島、それに加えて小笠原諸島の母島、また新潟県、そしてワシントン日本人学校から投句をいただいたものもございます。

「西の松山、東の清瀬」と、俳句の世界ではほぼこの名前は定着しつつあ

りますけれども、私は、ワールドワイドな世界的な清瀬になりつつあるのではないかと、誇りに感じているところでございます。

繰り返します。10月25日に表彰式が行われます。ぜひご参加いただくことができると願っております。以上です。

(松村委員長)

ただ今、教育長から報告ありましたが、組体操の件に関しては、全協もしくは後日、それぞれご意見あると思いますが、議論をしていきたいと思っています。

続きまして、日程の第3、教育委員報告、先ほどありましたように小学校全校の運動会、そして教育委員会訪問等ありました。それぞれご報告をお願いしたいと思います。

宮川委員よろしいですか。

(宮川委員)

2つご報告とお話をさせていただきます。教育長からもお話がございましたように、私も運動会については5校ほど参加させていただきました。そこでの気付きというのは、教員が適切に動いていたということも確認されました。ただ、一方で、もう少し子供たち自身が主体的にさまざまな活動できるようなプログラムなり、教員がもっと子供たちに任せてよいところがあるのではないかなと思いました。ここはなかなか峻別難しいところですが、子供たちが主体的に学ぶ、あるいは主体的に活動していくというところを、こういう学校行事という機会を通してどれだけ育てていくのかということに、もう少し検討があってよいかなと思いました。行き過ぎでしたらごめんなさい。

委員長から、スタンス、組体操についてお話がありましたが、今回の事故だけではなくて、教育長のお話にもありましたように、管理職が勇気を持っ

て判断するという事は、とりもなおさず重要なことかなと思います。現在、先般の教育委員会で報告のあった国の学力調査の結果について、大変結果を出している学校もございますので、その学校にお邪魔して校長先生のお話を伺ったり、それから先生の授業の工夫、改善点をつぶさに拝見させていただいて何かお手伝いできないかと思っておりますが、こういった部分を勘案しても、管理職が勇気を持って判断するという事、これが大きく子供たちの学び、あるいは清瀬の教育の推進の向上に大きく左右するのではないかと考えてなりません。そんなところで、これからもそういうところでお手伝いしてまいりたいなと思っております。

それから、ご紹介ありましたように、われわれはよく「つもり」という言葉を使いますが、特に人権教育のことをずっと携わってきた中で、「差別するつもりはなかった」と皆さんおっしゃるんですが、「差別しないつもりがありましたか」と質問されると誰も答えられないんですね。そういう事故を起こさないつもり、そのつもりとは具体的にどういうことなのかということが言葉として答えられないと、こういうことは繰り返されるのだろうと思っております。

もう1つお話ししようと思いましたが、教育長のお話を伺いながら思ったことがありまして、道徳授業地区公開講座、これを本市ではないですが、他の市の学校等でお招きいただいてお話をさせていただく機会があるのですが、何のための道徳授業地区公開講座だったんだろうかと思うわけです。この制度設計にちょっと関与していた者として、また、今般道徳の教科化が具体的に進められるわけですけれども、なぜ道徳は特別の教科で置かれて、なぜ教科化までしなくちゃならなかったのか。この辺を学校の校長先生はじめ、先生方が十分に理解されているのか。理解されているのであるならば、本当に道徳授業地区公開講座の内容というものが、当初の設計がその目的を達成するような中身になっているのかどうか。何かつじつま合わせのような感じがしてなりません。

本市ではそういうことはないと思いますが、ぜひこれも管理職が、道徳教育を軽んじて転んだ国もたくさんあるわけですので、日本はそうあってはならないわけですから、この清瀬から今やっている道徳授業地区公開講座をさらに充実していくようなことは課題としてないのかどうかということ、どうか教育委員会としても認めていただきながら、質の改善にさらに努めていただきたいなと思います。

それから、セーフティ教室についてですが、各小学校には、あるいは幼稚園、保育所、あるいは児童館等には、今までボタン一つで警視庁のセンターにつながって、いわゆる非常警備体制がとられる仕組みになっているかと思っています。これは当初東京都は16億円ぐらいかけているわけですね。そして、各学校の年間の点検費用は市が支払いをしていると思いますが、この有効な活用がなされているのかなど。その有効な活用ということは、これがあって本当に子供たちや市民の安全が守られているかどうかということも、1つは点検が必要なのかなと思っています。

清瀬市はこういうところも一生懸命やっていますので、よろしいかなと思っていますが、多少気にしている点です。以上です。

(松村委員長)

ありがとうございます。稲田委員はいかがでしょうか。

(稲田委員)

30日に三中の学校訪問、教育委員会訪問に出かけました。生徒たちは落ち着いて授業をやっているようですので、雰囲気的にすごくいい授業でした。先生方も一生懸命授業改善に取り組んでいるようですけれども、その取り組んだ結果がどういうふうになったか、その辺りの検証をしっかりとってもらいたいなという気が致します。

1点だけ、三中の北校舎はちょっと汚過ぎますね。早く改修したほうがい

いなと思います。財政の問題もありますでしょうけれども、ぜひ北校舎、一刻も早く改修したほうがいいなという感じを受けました。

運動会は、四中学区と清中学区の小学校へ行ってまいりました。感じたことは、芝生のある学校と芝生のない学校を見ましたので、その結果、やっぱり小学校はきちっと芝生があったほうが運動会等にはいいなと感じを受けました。四小とそれ以外の小学校の芝生をなるべく早くできればいいなという感想を持ちました。

それから、郷土博物館でスケッチ展がありましたので、ちょっと興味を持って見学させていただきました。たくさんのスケッチがありまして、西武沿線、昔の絵があつたりして、写真と比べたりした展示で、なかなか楽しめる展示でしたので、いい企画だったなと思っております。ありがとうございます。以上です。

(松村委員長)

職務代理、お願いできますか。

(植松職務代理)

私、9月14日に清瀬小学校の訪問と授業を見て、先生方の研究授業、研究発表などに参加しました。まず、清瀬小学校の子供たちの授業を聞いている風景ですが、様子はとても落ち着いていまして、それから支援級の子供たちも、前に行ったときにはちょっと大変だったんですけども、今回すごく落ち着いていました。配られたITの機器、タブレットを使つての授業も行つていて、それも面白そうに取り組んでいる子もいらっしやいました。

先生方に後で一緒にお話をお聞きしたんですけども、いろいろな取り組みをしていらっしやるんだなということと、6年生の先生方が結構まとまって、全体に先生方まとまっていらっしやって、すごく感じのいい発表であり、それぞれの学年からの発表も、とても先生方は仲がいいんだなと思いました。

それはひとえに校長がとても柔らかい校長なので、たぶん清瀬小学校はあの校長先生の影響をかなり受けていらっしゃるのかなと感じました。前に行ったときよりも、さらに先生方との関係とか校長との関係が深まっているというふうに感じました。

あと運動会は、私の体調がいまいちよくなって、ちょっと休ませていただきました。すみません。以上です。

(松村委員長)

それでは、私のほうから、前回の教育委員会定例会後ですが、10月3日の運動会、三小、七小、十小、清明小です。例年どおりと言ったら変ですが、年度によって多少違いはありますけれども、基本的に清瀬の子供一生懸命やっていますね。すごく微笑ましく、そしてこれから中学生になる6年生のたくましさというのがすごく感じられました。

あと教育委員会の連合会の管外研修で、10月9日金曜日、富岡製糸場へ行ってきました。詳細に関しては後ほど絹部長に譲りたいと思いますが、実は前日の8日、清瀬消防署関係団体の研修で富岡製糸場へ行ってきました。2日連続だったんですが、ボランティアのガイドの方、人が違えば語るポイント、強調したいところ、伝えたいところというのが違います。ですから、今後、もし行かれる機会がありましたら、ぜひガイドを付けて聞いたほうがものすごく楽しいです。これが今の僕らの生活の基礎をつくってくれたんだというのを本当に認識できるので、ぜひとも行かれたほうが良いと思います。

そして、小学校関係ですが、10日の土曜日に芝山小の校庭を市内のせせらぎ保育園が借りて運動会を行っていました。今週末の土曜日はすみれ保育園がやるみたいですが、せせらぎ保育園の園長先生と個人的に知り合いで、陣中見舞いということで、芝山小も最近ちゃんと顔出せてなかったので行って見たのですが、1つ思ったのは、せっかく校庭をお貸しする市内の小学校も、保育園にこういう協力しているんだよというPRをもうちょっとできたらいい

いのかなと思いました。場所的に、せせらぎ保育園は芝山小学区です。すみれさんは清瀬小学区に位置しているんですが、そこら辺の PR というのは、学校関係あまり上手ではないので、少し意識されたらいいのかなと思いました。

それと、僕は参加できなかったんですが、ティーボール大会とマラソン大会があったと思います。そこら辺がどうだったのか、ぜひ聞かせてほしいと思っています。

そしてまた、職場体験もぼちぼち始まっていると思いますので、そこら辺もトラブル等ないのかなと。特に五中さんなんか農業体験やっているとしますので、何か上がってきているものがあれば教えてください。

内容をちょっとお聞きしたいのは以上 2 点、そして絹部長にお譲りするの
が 1 点、以上 3 点です。お願いします。

(絹教育部長)

後ほどお伝えします。

(坂田教育長)

マラソン大会に私は行ってきました。小中学生の子供の参加数が 150 ぐらい減っていたんですね。これは前年度雨のために中止になってしまったので、そこで空白があったから減ったのかなと思ったのですが、また、前日に中学校の陸上部の大会があったという話で、陸上の子供たちが出られなかったようなこともあったようです。

ちなみに、四小の佐藤校長先生が走っていらっしゃいましたし、65 歳シニアの部で、7 キロで、七小の石井先生が断トツ優勝をしましたね。非常にすばらしい走りでした。子供たちも本当によく頑張っていました、最後まで。以上です。

(栗林教育部参事)

職場体験については、今のところ事件、事故等については話は聞いておりません。進路指導主任会で各学校からの報告が出ますので、またそちらのほうで改めて報告いたします。

(松村委員長)

はい、楽しみにしております。ありがとうございます。

(坂田教育長)

委員長、質問。宮川委員から道徳の教科化の話が出ましたけれども、本市はそれに向けてどういう準備をしているのか、ちょっとご説明をいただきたいのですがよろしいでしょうか。

(栗林教育部参事)

道徳の教科化については、本年 12 月に来年度東京都教育委員会が作成すると言われている教材に関する説明会を、教育委員会と各学校の代表の教員を共に集めてしたいという連絡がつい先日ございました。そこでその教材を使ってどのように進めるかということと、内容項目の変更等もございまして、そちらについて平成 28 年度からの試行をしてもよいとなってございまして、清瀬市教育委員会のほうで判断をして、12 月に教育課程の編成がございまして、それまでに一定の方向性を出していきたいと考えております。現段階は以上です。

(坂田教育長)

道徳に係る研修が相当必要になってくるかなと思うのですが、現状はどれぐらいやっているのですか。また、次年度増やす予定がありますか。

(小熊統括指導主事)

今年度につきましては、道徳教育推進委員会のほうで、清瀬の郷土史料に基づいて検証授業をしているところでございます。来年度につきましては、今ご指摘いただいたとおり教科化になるということで、夏期研修で道徳については研修を深めていきたいということと、引き続き道徳教育推進委員会のほうで年間指導要領の全体計画の見直しを図って、より充実したものにしていきたいと考えております。

(坂田教育長)

モデル校のような扱いはしないで、全校展開で並行してやっていくという考え方でいいですか。

(栗林教育部参事)

現段階ではその通りでございます。ただ、これも正式には決定してございません。東京都が道徳教育推進教師の研修を強化するという方針を出していますので、本市から何人ぐらいその研修に出せるかといった辺りのことを見ながら考えていきたいと思っています。

(坂田教育長)

分かりました。

(宮川委員)

芝山小学校さんの運動会で、本当に名実ともにかもしませんが、芝山小学校さんの芝生はとてもしっかりしていますよね。校長先生にお伺いしたところ、活用されている方々がずいぶん手を添えてくれているというお話で、どこかで聞いた名前の方が出ていましたけれども、私は、そういう利用者の方々が使ったら片付けをする、もっと大事にもらえる、そういう文化をその

誰かがつくってくれているのかなと思ったものですから、先ほどの委員長の幼稚園、保育所等での利用のご紹介かたがた、地域の方が本当に学校を大事にしてくださって、そしてさらに良きものにしていこうと、そういう思いで利用されている方々の気持ちも伝えてほしいなど。そういう文化をもっともっと清瀬はつくれるんじゃないかと思っています。以上です。

(松村委員長)

宮川委員、ありがとうございます。僕もここでスーツ着て会議しているだけじゃなくて、夏4時間、熱中症になりながら芝刈りしました。

(坂田教育長)

多くの学校で、そういう地域の方々が芝生に関わっていただいているという実績がありますね。

(粕谷教育総務課長)

芝山小については、本当に委員長初め、PTA に大変ご協力いただいています。いろいろと維持管理についてはこれまでも課題等々は感じています。学校の職員、用務員だけでは難しいというところで、エアレーションのところだけでも専門業者に依頼できるだけの予算をとればと思っております。大きい面積のところに関しては、どうしてもそうやって地域の協力がしっかりしているところでないといけない状況も生まれてくると思いますので、こちらとしてもできるだけ予算を確保できるよう努力いたします。ほかの学校については、もちろん開放団体の方たちが使ったら協力してくれるとか、第七小も厳しかったんですけれども、校長先生のリーダーシップでだいぶ復活してきています。昨日も、都職グラウンドがあって、そこの芝生が刈り出されたものを第七小のほうに運んでいますので、養生しながら面積をもとに戻すような取り組みもこちらでしています。宮川先生からありましたように、確か

に裸足で校庭を走れるというのはいいと私も思っているんですが、四小については大規模改修がありますので、その以降ということで、ちょっと年度は決まっています。

(坂田教育長)：課長、エアレーションというのを説明してください。

(粕谷教育総務課長)

エアレーションというのは、芝の上を歩くとどうしてもその下の土が固くなりますので、そこに肥料をいっても栄養が下に入っていきません。ですので、ゴルフ場なんかもそうですけど、スパイクのようなもので穴を開けて、そこに少し柔らかくしたところに肥料を撒きます。小さい機械は学校にあるんですが、それを業者が持っている大きな機械でやらないと何時間もかけて熱中症になってしまうような状況もある可能性があるということでございます。

(絹教育部長)

この間清明小に芝生が入りましたので、ご覧になってわかると思いますが、維持管理でご協力いただいて、できれば芝山小みたいにきれいにとということで持っていきたいと思えます。模範のリーダーシップをとっていただきたいと思えます。

(松村委員長)

粕谷課長も現場の校長先生方といろいろとじかの大変な思いをお話しされていると思えますが、協力できるところは地域の方が協力してくれていますので、うまい具合にチーム学校という文言がありますので、やっていけたらいいなと思っております。

教育委員からの報告に関してはよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

(松村委員長)

では、進めます。続きまして、日程第 4 ですが、議案第 18 号から日程第 10 の議案第 24 号まで、こちらの件に関しては同一のものでありますので、一括の審議とさせていただきたいと思えます。そちらの説明とか議案の提出等は、粕谷課長でよろしいですか、お願いします。

(粕谷教育総務課長)

まず初めに、資料の訂正ございましたこと、おわびいたしたいと思えます。大変申し訳ございませんでした。

委員長からありましたように、日程第 4 から日程第 10 につきましては教育委員会制度の改正、こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年 4 月 1 日に施行されたことに伴いまして、清瀬市教育委員会の例規改正を要するものでございます。教育委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定に基づいて一括して説明させていただきたいと思えます。

このたびの法の主な改正点と致しましては、清瀬市の教育委員会の例規改正の部分に関しましては、新たな教育委員会制度の中で、委員長及び委員長職務代理者の廃止及び教育長の職務代理者を教育委員の中から指定することとなります。教育委員の皆さまにおかれましては、本制度改正の内容は既にご承知おきのことと存じますので、それぞれの例規の改正について添付資料の新旧対照表でご説明させていただきたいと思えます。

また、追加配布の改正地方教育行政法の抜粋を参考にご確認いただきながら見ていただくと分かりやすいかと思えますので、よろしくお願いします。

初めに、清瀬市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を説明致します。

第 1 条に規定する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条番号に変更がございます。本市の規則で定める規則の規定に変更が生じたもので、「第 14 条 2 項」を「第 15 条 2 項」に改めるとともに、規則

2 第 2 条第 2 項の規則等の公布に際して行う署名者を「教育委員長」から「教育長」に変更するものでございます。

次の附則については、後ほど全ての例規に関係がございますので、まとめてご説明させていただきたいと思っております。

次に、清瀬市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の新旧対照表をご覧ください。

第 2 条では、教育委員会会議の告示、第 3 条第 2 項及び第 3 項は、定例会及び臨時会の招集の規定でございます。いずれも、「委員長」を「教育長」に改めます。

第 4 条では、委員長及び委員長職務代理者が共に事故があるときは、年長者の委員が委員長の職務を行うと規定してございますが、この規定を全て削除致します。

第 5 条では、招集した会議の招集についての規定であります。第 2 項では、事情により会議に出席できない委員の届出先を「委員長」から「教育長」に改めるとともに、条番を第 4 条とさせていただきます。

次に、第 2 章の委員長及び委員長職務代理者の選任方法を規定した第 6 条及び第 7 条を全て削除致します。このことに伴いまして、章番号及び条番号にずれが生じ、第 2 条から第 30 条につきまして条番号を 3 つずつ繰り上げるとともに、「委員長」と記載のある 19 カ所を全て「教育長」と改めます。

なお、第 11 条でございますが、今回の改正に伴いまして、会議の時間を規定している条でございますけれども、「午前 9 時 30 分から午後 4 時」とこれまでなっていました。実態のほうに合わせる形で「9 時 30 分から正午」ということに改めたいということでございます。

次に、清瀬市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則のうち、第 1 条から第 5 条まで「委員長」を規定している 6 カ所を「教育長」に改めるものでございます。

次に、清瀬市教育委員会公印規則の一部を改正する規則では、別表第 1 に

教育委員会所管の公印を記載しているものでございます。3番の「清瀬市教育委員会委員長印」及び4番の「清瀬市教育委員会委員長職務代理者印」の2件を削除し、これに伴いまして、5番から89番までの公印の番号を2ずつ繰り上げるものでございます。

次に、清瀬市教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則では、第1条に規定する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条番号の変更がございましたので、本市の規則で定める法律の条番号に変更が生じたもので、規則第1条に規定する法第「26条第1項」を「25条1項」に、規則2条第5号に規定する法「27条」から「26条」にそれぞれ改めます。

次に、清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則では、先ほど同様に、法律の改正に伴う条番号の変更でございまして、規則第1条に規定する「法第18条第2項」を「法第17条2項」に改めます。

規則第13条の教育長の職務代理者については、これまでは教育部長を代理者として規定してございましたが、改正法13条2号では、教育長に事故があるときまたは教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定されました。このことを受け、規則13条の規定を「法13条2項の規定により教育長職務代理者が教育長の職務を行うとき、教育長職務代理者は法第25条4項の規定に基づきその権限に属する事務の一部を教育部長に委任することができる」と変更させていただきます。

これは、実際に教育長に職務代理者を置くことになった場合、教育委員の中から指名された委員が権限を持つこととなりますが、法25条に事務委任の規定があり、「教育長は、教育委員会から委任された事務その他権限に属する事務の一部を事務局職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の吏員に委任し、または事務局職員等をして臨時に代理にさせることができる」と規定がございまして、教育長の職務代理者となられた方は、教育部長に権限の一部を委任することで、部長決裁等の実務的な処理に停滞が生

じないよう規定するものでございます。

最後に、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の一部を改正する要綱でございます。先ほど同様に、法律の改正に伴い条番号の変更でございます。要綱第1条の法「第27条」を「第26条」に改めるものでございます。

なお、ただ今説明致しました例規改正につきましては、いずれも附則のところに、経過措置と致しまして、「施行日以降に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76条6号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が在職する場合には、改正後の規定は適用せず、改正前の規定はなおその効力を有する」と記載させていただきました。これは、新たな法律のもとで教育長に任命するまでの間は、現行の条文を生かしてこれまでの教育委員会制度を維持しつつ、新たな制度への円滑な移行ができるよう、関係例規を規定するものであります。

なお、本市坂田教育長の教育委員任期は平成28年9月30日でございます。以上で説明を終わります。

（松村委員長）

第18号から第24号までの議案に関しては、大もとの法改正がありました。ですから、清瀬市の例規、その中の条文番号等を併せて直さなければいけないと。そのことに関しては、この定例会議できちんと審議可決されなければいけないということよろしいでしょうか。ただ今提案のありました議案に関してご意見、ご質問ありますか。

教育長どうぞ。

（坂田教育長）

些細なことですが、この附則の経過措置というのは、新教育委員会制度に切り替わった際には、これは削除されるのでしょうか。

(粕谷教育総務課長)

この経過措置についてはそのまま維持しまして、実際この議決がされた以降は新たな例規になります。ただ、経過措置として、新たな制度のもとでの教育長が選任されるまでの間は、従前の例規を使用しますよという説明ですので、特に改正に伴って削除は致しません。

(坂田教育長)

分かりました。

(松村委員長)

新しい例規を作成するということですか。

(粕谷教育総務課長)

ここで議決がされれば新しい例規になります。ただし、この附則に基づいて今現在使っている例規がそのまま使えますという説明です。

(坂田教育長)

新教育長の身分の切り替えになったらこれは発効されるんだけども、現時点でこの例規を変えます。現時点で例規を変えて経過措置として取り扱うということですね。分かりました。

(粕谷教育総務課長)

本年4月1日に法改正が行われて施行されています。その制度の中で新たに教育長を選任することになると委員長という名称がなくなります。それに基づいて新たな制度に入って行くわけですがけれども、それまでの間は、それまでというのは経過措置が法のほうにありまして、一般的に教育委員の任期

は4年ですから、教育長がいつから教育長になられたかにもよりますが、その間は辞任する必要はありません。4月1日に辞任する必要はなくて、その間は今の旧制度と言わせてもらいますが、その制度を維持することができますよということです。ただし、教育長が辞任したり、人が代わったりするときには新制度に移行していただきます。これはいつ教育長の任期があるかということではなくて、この改正をしておくことで、何か急に変更があってもそれに対応できるということで変更させていただくものでございます。教育長の任期については、平成28年9月30日となっています。

(松村委員長)

来年の9月ですか。

(粕谷教育総務課長)

教育長の任期ということと、教育委員としての任期です。

(坂田教育長)

ちなみに、26市の中で12市が既に新制度に切り替わっています。幾つかの市では、教育委員の切り替えがありましたが新制度には切り替えてないところもあります。丸々任期まで旧制度でいくという自治体もありますし、既に4月1日で切り替えたところもありますし、教育長が議会をきっかけにして退任をされて新しくまた新教育長として選任されるというケースもございました。参考までに報告いたします。

(松村委員長)

ほかにご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。

それでは、ただ今提案のありました議案の第18号から24号までを一括の審議とさせていただきます。

ご意見、ご質問ありませんようですので、原案どおりの可決ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(松村委員長)

では、よろしくお願い致します。続きまして、日程第 11、議案第 25 号です。こちらは指導課長でよろしいですか、お願いします。

(栗林教育部参事)

では、議案第 25 号清瀬市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定についてご提案致します。

本件ですが、いじめ防止対策推進法及び清瀬市いじめ防止基本方針に基づきまして、清瀬市いじめ問題対策連絡協議会を設置する必要がございますことから、ここに提出を致します。

提案理由を補足説明致します。いじめ防止対策推進法第 14 条によりますと、地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、条例の定めるところにより、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとなっております。清瀬市におきましては、条例化はしてございませんが、この趣旨を踏まえ、清瀬市いじめ防止基本方針を昨年度 8 月に定めておりまして、この方針に、いじめ問題対策連絡協議会の設置を義務化しておるところでございます。

これを受けまして、時間は空きましたが、ここで清瀬市いじめ問題対策連絡協議会要綱をこのたび制定しようとするものであります。

お手元に配布をさせていただいております資料ナンバー 2 をご覧ください。こちらに清瀬市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱案をお示ししてございます。

この案の第 2 条、所掌事項でございますとおり、このいじめ問題対策連絡

協議会は、清瀬市または清瀬市立小中学校におけるいじめ防止のための対策に関する事、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関する事、清瀬市いじめ防止基本方針の評価、検証、市民への広報活動に関する事、その他いじめ防止等のための対策に関する事について協議を行う協議会でございます。

第3条には、組織の構成を掲げてございます。ここに掲げているとおりでございます。教育委員会事務局については、教育部参事、統括指導主事、生活指導担当指導主事を想定してございます。担当校長は、小中学校から各1名を想定してございます。

また、(4)の教育相談センターにつきましては、心理及び福祉等に関する専門職、具体的には主任教育相談員とスクールソーシャルワーカーを想定してございます。さらに、東村山警察署からは生活安全課長の派遣を想定してございます。

以上のように、適切にいじめ問題に対処します観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加も募りまして、公平性、中立性が確保されるよう努めてまいりたいと考えてございます。ご説明は以上でございます。

(松村委員長)

今回に関しては設置要綱の制定ですね。何かご意見、ご質問ありますか。

宮川委員お願いします。

(宮川委員)

この件については了解しました。法に基づく専門委員については今どんなふうになっておりますか。第4条だったと思いますが、重大事故があったときの組織についてです。後で結構です。

(松村委員長)

宮川委員おっしゃったのは、推進法の大もとの法律のことですかね。

(宮川委員)

そうです。重大事故があった場合です。

(栗林教育部参事)

市長の下に置く組織ということですね。重大事故が発生した場合には、それぞれ適切に第三者等を交えた委員会を開催してその対応に当たるということになっておると思います。

(松村委員長)

第三者委員会は、起きたときにどうだろうというものですよね。今回は防止、事前にどういうふうになくそうかということですね。

(栗林教育部参事)

ここに、第2条にございますような内容です。

(松村委員長)

そういうことですね。昨年制定された方針に基づいて協議会を設置する、そのルールを今回審議したいということですね。

(栗林教育部参事)

さようでございます。

(宮川委員)

分かりました。

(松村委員長)

ほかございますか。よろしいですか。

そうでしたら、こちらは原案どおりでよろしいでしょうか。

(「賛成です」との声あり)

(松村委員長)

では、よろしくお願ひ致します。

続きまして、日程第 12、議案第 26 号について、社会教育委員ですね。こちらは山下課長でよろしいですか、お願ひします。

(山下生涯学習スポーツ課長)

議案第 26 号、社会教育委員の選任についてご説明申し上げます。

委員任期が今年 10 月末に満了致しますので、次期委員を教育委員会が委嘱するという条例となっておりますので、その委員さんを選任していただきたいということが提案理由でございます。

委員 7 名につきましては、次のページに名簿がございます。7 名の履歴等についてはこの資料のとおりでございます。

なお、任期は今年の 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日の 1 年間ということになりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

(松村委員長)

ありがとうございます。原則、皆さん再任ですね。

(山下生涯学習スポーツ課長)

はい、再任です。

(松村委員長)

了解しました。本件に関してご意見、ご質問ありますか。

(「なし」 との声あり)

(松村委員長)

そうしましたら、人事案件ですので、皆さまのご了承ということで承認させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第 13、議案第 27 号について、協議会委員の選任について、郷土博物館長をお願いします。

(五十嵐郷土博物館長)

議案第 27 号、清瀬市郷土博物館協議会委員の選任についてご説明申し上げます。

清瀬市郷土博物館委員につきましては、平成 27 年 10 月 31 日をもって 2 年の任期が満了となります。このことから、清瀬市博物館条例第 5 条及び第 6 条に基づきまして、別紙の委員の選任をお願いするものでございます。

なお、委員の 7 名の方につきましては、全員が再任となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(松村委員長)

本件に関してご意見、ご質問ありますか。

(「なし」 との声あり)

(松村委員長)

そうしましたら、前号同様、こちらも人事案件ということで、異論がありませんので、原案どおりの承認とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(絹教育部長)

委員長、先ほどの宮川委員のご質問について、指導課長から簡単にご説明

させます。

(栗林教育部参事)

実際に重大な事件が発生した場合のいじめに対する対応につきましては、弁護士であるとか医療関係者であるとか、そういった方々を招集し、新たに会をつくって対応するといった流れになってございます。現実的にそういったことが起こりかけたことも今回あったのですが、設置までには至りませんでした。設置するという流れはできているということについてはご報告したいと思います。

(松村委員長)

宮川委員よろしいでしょうかね。

(宮川委員)

よろしいのですが、どういうふうにつくるかということをちゃんと明文化しておかないといけないんじゃないかというのが私の発想ですね。清瀬市は既に行っているはずですので、大丈夫だなと思ってはいるのですが、念のため確認をしました。他の自治体で起こり得るものは起こって、慌ててどうやるんだっけという対応も聞いていますので、きちんとしたそういう仕組みを持って予定しているということを確認したかっただけです。

(栗林指導課長)

ただ今申しましたように流れはできるということです。

(絹教育部長)

ないのが一番いいのですが、あることも想定して考えなければいけないと思っていますので、その辺はよく検討もし、やっていきたいと思っています

ので、よろしく願いいたします。

(松村委員長)

続けさせていただきます。日程第 14、長期欠席・いじめ等の月例報告についてこちらは統括でよろしいですか、お願いします。

(小熊統括指導主事)

それでは、月例のいじめと不登校案件の報告をさせていただきます。

お手元の本日配布となりました資料ナンバー5 をご覧いただきたいと思えます。

先にいじめのほうでございます。中学校が、8月、9月を通して2件、今回初めて認定を受けました。初認定でございます。その2件とも、現在、一定解消・継続支援中という報告をいただいております。

裏面の小学校をご覧ください。8月、9月のところになります。7月の枠のところをご覧くださいとありがたいのですが、前月の部分で4件ございました。内訳は、一定解消・継続支援中が2件、取り組み中が2件ということで7月の報告にあったわけですが、一番上の学年のところをご覧くださいと思いますが、その点に関しまして、7月のその2件ずつにつきましては、一定解消・継続支援中の2件についてはどちらも解消という報告をいただいております。そして、7月の取り組み中の2件については、9月も今継続中でございます。

新たに8月、9月で初認定を1件いただいております、それを今取り組み中ということで、解決に向けて取り組みをしているという報告をいただいております。

いじめにつきましては、以上で報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、長期欠席に係る集計のほうをご覧いただきたいと思えます。

まず、中学校からです。30日以上が26名で、その内訳は、その表にありますとおり、病気が5人、不登校が20人、その他が1名となっています。不登校につきましては、前月比ゼロということで、ここで止まったということでございます。ただ、30日に達していこうとする生徒は多くございまして、決して油断をしてはならないというところでございます。とりあえず今月につきましては、7月以降として止まっているというところですよ。

小学校のほうをご覧ください。30日以上が19名ということで、この内訳は、病気が4、不登校が12、その他が3です。不登校につきましては、7月より2名増加しております。

ちょっと補足説明させていただきたいのですが、実は学校においては、こういったいじめや不登校が発生したときに一人一人ご報告をいただいております。毎月追っております。どのような対応状況があったのか、またどういいう見通しでやっているのかという個票を求めております。個別対応表で、その一人一人についての状況と今後の課題については表示しているところでございます。ただ、個人情報でございますので、この場では控えさせていただきます。

また、このように不登校が下げ止まり感はあるものの、依然として各学校でございます。ここらの対策と致しましては、11月から教育相談室が各学校を訪問して、この個別対応表をもとに情報の共有化を図り、解決の糸口を探るということを実施させていただきます。以上で報告を終わりにさせていただきます。

(松村委員長)

ただ今、いじめと不登校、長期欠席に関して報告ありました。本件に関しては何かご意見、ご質問ありますか。

宮川委員。

(宮川委員)

8月中の把握というのは、本当に学校がしっかりと対応されているんだなと思います。ただ、この8月中辺りに着目すると、例えば中学校ですと部活動中のいじめなのかとかいろいろ想定はされます。例えば学校の中でなくて、学習塾の中でのいじめを学校が発見して対応しているなどという事例もないわけじゃないですよ。そういう発生場所なんかも多少気にして見ているのですが、このデータはそういうところで何か分かることありますか。

(小熊統括指導主事)

ご審議ありがとうございます。個別対応表には発生箇所までは掲げてありませんが、ただ、状況報告の欄を作成しておりますので、そこを見る限り、一般的には学校でのケースがほとんどでございます。

(宮川委員)

部活動中とかなんかですか。8月中は子供たちの活動はありませんよ。

(小熊統括指導主事)

部活動のいじめの報告については来ておりません。

(松村委員長)

8月、9月も一緒したので、8月なのか9月なのか時期に関してはそこまでは分からないということですか。

(小熊統括指導主事)

発生日時については明記させておりますので、それについては分かります。

(宮川委員)

8月中はないということが言えるわけですね。

(小熊統括指導主事)

そここのところは、ちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。正確なところを確認して、またご報告させていただきたいと思います。

(松村委員長)

確認したら、次回で宮川委員よろしいですか。

(宮川委員)

はい。

(松村委員長)

ほかはございますか。

稲田委員お願いします。

(稲田委員)

中学校を見てみると、教えてほしいのですがフレンドルーム通級者が5名になっていますよね。この30日以上の内訳で、フレンドルームが2になっていますね。この内訳、ちょっと違いが分からない。

(松村委員長)

ご説明よろしいですか。

(小熊統括指導主事)

お答え致します。フレンドルームへ登校しているお子さんについては、その日数については出席扱いですので、その結果数字のずれが生じているとい

う形になります。実際としてフレンドルームは今 5 人いるわけですが、その中で出席ちゃんとしっかり来ていれば、その分学校の出席と認めておりますので、その分 30 日のほうには達しないという考えになります。

(稲田委員)

なるほど、分かりました。

(松村委員長)

教育長。

(坂田教育長)

中学校も小学校もそうなのですが、不登校の子供たちの数に対してフレンドルームへの通級者があまりにも私は少ないと思います。これは何か原因があるのか、分析されていらっしゃるでしょうか。そしてまた、フレンドルームにつなげていくような何か戦略があるのか教えてください。お願いします。

(小熊統括指導主事)

1 点目の分析につきましては、基本的に不登校になった段階で、学校は不登校状態の解消の一手段としてフレンドルーム入室を該当児童・生徒に働きかけています。しかしながらすぐに結論が出るというものではなく、現段階では躊躇^{ちゅうちよ}していると思われま

す。それから、今後の戦略的な意味におきましては、実は先ほど申し上げました 11 月から始まります教育相談室の学校訪問です。フレンドルーム入室の検討も含めて多角的に解決方法を探っていきます。

(坂田教育長)

働き掛けているけれども結果としてつながっていなかった、その原因を知

りたい、なぜなのか。

(小熊統括指導主事)

それについては、また精査させていただきたいと思います。

(坂田教育長)

例えばフレンドルームにあんまり信頼がないとか、そういう理由があるのかどうか。そこはなかなか調べようがないかもしれないけれども、そこを調べないと、しっかり分析しないと、なかなか通級者は増えないのではないかなと私は思っています。

(宮川委員)

今の教育長のお話、僕は同感することありまして、適応指導教室の例えば入り口一つによって全く違って来るんですね。そういうことは、やはり詳細検討してみなくてはならないのではないかなと思いますね。

もう1つは、失礼ながら学校によって継続的に不登校の発生率が高いところと低いところ、そういうところもある程度見ていかなくてはならないのではないかなと。この数字だけではちょっと、われわれは何を仕事として責が果たせるかというのはちょっと難しいなと思います。

過去に、今から10数年前ですけれども、東京都のある区で、とても不登校が多いということで、これは教育長の仕事を増やせという意味ではないですよ。教育長さん自身が各学校回って、先生方にどうしたら不登校を少なくできますかねという話の中で、学校の様子が変わったという話もあるんですね。ですから、学校として、「この子は不登校だから、親御さんに働き掛けてもね」ということで、今日関わるべきところが明日になってないか、あるいは朝電話来たときに、「あ、今日お休みなんですね」ということで電話切っていないか、病院に行くと言ったら、「必ず夕方どういう状況か教えてくださいね。

こちらから電話していいですか」というやりとりが不登校を減らしていくと思います。こういう対応をしていると逆に、保護者の方に支援の手を差し伸べている学校の一つだということが言えると思うんですね。これは先生方の負担を増やすわけですし、大変なことだと思うんですけども、でも子供 1 人のことを考えたときに、どれだけの教育予算を使い、未来ある子供のどれだけの自己実現に学校としてお手伝いできるのか、そして親の将来的な負担をどれだけ軽減できるのかと考えたときには、やっぱりやってみなくてはならないことではないのかなと思います。

先般も、教育長が東大和市のお話をちょっとされましたよね。あれはその典型です。そういう取り組みが清瀬市でも行われている学校があるように聞いていますけれども、全体としてそういう方向へ行っているのかどうか、そんなことをちょっと気にして見えています。

(松村委員長)

植松職務代理。

(植松職務代理)

私は、市の相談室、センターのほうのスーパーバイズをやっているんですけども、そこで、このフレンドルームに通級している子供と、それから教育センターにつながっている、フレンドルームには行かないけれどもセンターのほうに行っている子供もいるんですよ。このフレンドルームというお教室には入らないけども、個別にセンターでつながっている子供、親がいたり、あるいはフレンドルーム入りたくないという子もいるんですよ。その数はたぶんここには入っていないのだと思います。だから、それも全部入れてしまえば、もう少しセンターで関わっている人数がどのくらいあるかというのが把握できるのかなと思います。

そのことに関して、今度はどういうふうにご指導しているのか。

センターのスクールカウンセラーにしる、ソーシャルワーカーにしる、どのようにその人たちを指導しているのかということも関わっていくのかなと思います。清瀬はそれぞれの子供たちにスクールカウンセラーが面接しているんでしょう。一応来ている子供たちに関しては全員やっていますよね、そのぐらい丁寧にやっつけらっしゃるんですけども、来てない子供に関してはできるはずはありません。ここの統計に表れていない子供たちもいるはずですよ。そのあたりが見えないので私は何とも言えません。フレンドルームに関わっている子供たちは、かなり積極的で、ある程度指導がなされてきた子供たちが入っているということが多いので、それはちょっと分かりかねるなと思ってこの表を見ています。

(松村委員長)

統括、どうですか、そこら辺まで把握できていますかね。

(植松職務代理)

できるはずですよ。

(小熊統括指導主事)

そこまでこちらで把握していません。

(植松委員)

すぐできますよ。

(坂田教育長)

現実的には不登校です。フレンドにも通えていません。でも、スクールソーシャルワーカーがつながっていますという子供たちもいます。今、職務代理がおっしゃったように、そういった子供たちの数というのも、数字として

把握はできていますか。

(栗林教育部参事)

現在、教育相談センターには、教育相談室、適応指導教室、スクールソーシャルワーカーの3班が入っております。不登校の状況につきましては、それぞれ3班の順に情報提供しまして、3班で必ずその不登校の状況が共有できるように聞いております。今、職務代理のご指摘のとおり、相談室には通っているんだけどフレンドには行くことのできないお子さんというのも実際おります。その情報共有は図っておりますので、11月の巡回に入って、そこでどうなっているかということも、実際活動についてはスタートしていきたいと思います。

実際ご報告した数につきましては、体験、通級中というお子さんまでが、体験をしながらフレンドにはどうしようかなと悩んでいるお子さんというのは実際4名、小学校が3名おります。そこはまだ正式に体験をして、さあこれから進もうかという状況に至っていないのもありますので、そこは実数に含まれていない等もございましたので、数は少し少なくなっておりますが、現在、小学生5、6年生も3名体験通級中でございますので、着実にフレンドにつながってきています。ただ、フレンドにつながりながらも一歩、見学に来たけれども、ちょっと自分の雰囲気と合わないからといってまだ戻ってしまうお子さんというのも実際おりましたので、そこについては、また数字として分かるようにしながら継続的な支援をしていくという状況を今つくっております。

(松村委員長)

よろしいですか。

(坂田教育長)

もう1点、教育相談センターには、不登校の子供の情報であったりいじめの情報というものが集約されていると思うから、私は、センターが分析をして今後の方向性を出して、計画立案するという機能を持ってもらいたいと思うんです。なかなか非常勤職場だから難しいかもしれないけれども、あそこが一番のブレーンだと思います。将来的には総合相談センターに発展していく中で、そこには分析とか研究とか研修という機能も付与されていくと思いますから、私は、教育相談センターでこの分析、今後の対策、それから改善に向けた計画というものを立案して、教育委員会に提示をしてもらいたいと思いますが、できますでしょうか。

(栗林教育部参事)

先ほど統括が申しましたとおり、教育相談室の室長役を担っていただいている先生が、昨年度まで都立の特別支援学校の校長先生なされた先生ですが、こういった分析や研究については大変意欲のある方です。これも先ほど統括申しましたが、11月からフレンドに來ている子供たちについても、そういった情報交換と方向性についての検討をしていこうということになってございますので、これがきちんとこちらにご報告できるようなスタイルまで、どの時期でいくかというのはなかなかお約束しがたいところがありますが、そういった分析や方向性に関わっていこうというベクトルになっております。

(坂田教育長)

私、毎回毎回こうやって報告をいただいているんだけど、何やっているのかという話なんです。数字を報告されても、あ、そうですかとしか言いようがないんですね。こういう対策を打ちますとか、こういう方向性でこの問題解決をしようとしていますとか、そういう報告があつてしかるべきだろうと思うので、そうなるとうやはり全体計画が必要になってくるから、手をこまねているわけではないと思うけれども、やっぱりここで対策を考え

なければならぬと思います。

(栗林教育部参事)

先ほど申しましたように、個別の案件については、それぞれどういう状況であり、どういう支援をしており、今後どういうふうにやっていこうかというものについてはためてございますが、こういった公の場でもあるので、なかなか個別についてのご報告はしがたいところがあると考えています。

(坂田教育長)

個別というより、全体の方向性だと思います。どうやって取り組んで不登校を減らしていくのか、個別の対応はいいけれど、これやるべきだと思います。

(植松職務代理)

たぶんおっしゃったのは、全体のという前に、個別がさまざまなので、全体として挙げにくいというのがあるのかなと思います。フレンドルームに通っている子供が学校につながるわけでもないんですよね。そういう意味では、非常に個々に応じての対応がさまざまで、それをまとめ上げていくというのがすごく難しいのかなという感じもするんですが、教育センターが一番ある意味、重い子供たちも軽い子供たちもある程度引き受けているところなので、そこをもう少し探っていって、統計できるようなものはある程度統計としておかないと、かもしれないとか、どうなるんだろう、こうなるんじゃないのというような、過去いっぱいありますからね。そこを整理する必要はあるんだろうなと思います。

(栗林教育部参事)

次回以降、数字でなく、そういった解決の方向性といったものについても、

薄いものになってしまうかもしれませんが、教育相談センターと情報交換したらまとめてご提供してまいりたいと思います。

(坂田教育長)

お願いします。

(松村委員長)

本件に関してはよろしいですか。

(「はい」との声あり)

(松村委員長)

それでは、進めさせていただきます。続きまして、日程第 15、報告事項の 2 番、こちらは事前配布の資料と中身は変わってないですね。本年度の重点事業を中間でどこまでいきましたという報告ですよ。こちらは確認皆さんされていると思いますので、特別に報告ありますか。

内容的にどうですか、お聞きになりたいことあれば、もしくは強調されたいことがあれば、逆にそのほうがいいかなと思いますが、いかがでしょう。

(宮川委員)

強調していただければよろしいと思います。

(松村委員長)

アピールしたいところがあればぜひお願いします。

(坂田教育長)

順番に、簡単にポイントでお願いします。

(粕谷教育総務課長)

教育総務課に関しては4点ございまして、大規模改修のことについては今年度2件、第二、第三中を計画していたところでございます。国の補助金のほうがだいぶ採択状況厳しいという中で、市の財政だけでは、大きな費用を要するものですから、改修は難しいということで、採択のあった第二中、これは2年連続ということが大きな要因で採択されたものかなと考えております。第三中につきましては、大変申し訳なかったのですが、今年度の工事は中止いたしました。来年度に向けて、今、設計を新たに直しているという状況もありますので、しっかりこれは来年度に向けて準備を進めたいと思っております。1年延伸ということになったので、第四、第六小、先ほども話出しましたけれども、大規模改修の部分は、小学校2校が28年度でなく29年度以後の工事ということで考えております。

芝生については、今年初めて春に運動会をやらなくて秋に運動会をやりたいという校長先生の思い、芝生の上でやりたいという思いもあって、頑張っで早くから工事始めたのですが、夏の異常気象、すごく暑い日、7月の下旬なのに長雨があったり、8月の中旬にすごく気温の高い、植物にとって大変厳しい状況がありまして、運動会もだいぶ危ぶまれて学校にも迷惑かけそうになったのですが、何とか10月3日にほかの学校と一緒に運動会を芝生の上でやることができました。維持管理については、先ほどのお話のようにこれから地域の方と一緒に進めていければと思います。

マスタープランについては、今、8月に市報に出しまして、検討委員会もやっているんですけども、広報委員を今募っていて、だんだん委員もメンバーが決まってきて、12月からマスタープランの第2次の検討を始めたいと考えております。それと並行して、今、庁内の職員、今度は係長以下も入った組織をつくって、新たな事業についての検討を始めたところでございます。

学校ICTにつきましては、現在、学校のパソコン教室を整備して、その中に各校40台のパソコンで今やっていますけれども、教室で授業をするようなところLAN整備が必要になってきます。教室で授業するタブレット型の

授業、電子黒板を使ったもの、これが他地域で導入されつつありますので、こちらのほうを検証しながら今後の導入の方向性、こちらは教科指導と直接かかわるので指導課の意見を参考に整備の方針を考えたいと思っております。

ここに記載されたとおり、1点、東京都のICT環境支援事業というのがあります、都内6地区選ばれた中の1つに清瀬市が入りまして、今、第四小、芝山小、清瀬中の3校でLAN整備とタブレットを活用した授業が進められるように、都の10分の10補助で1年間のモデル事業で始めています。この事業の検証等を行った上で、今後の整備方針を決めていければと思っております。以上でございます。

(松村委員長)

すみません、書かれてあることに関しては事前確認してありますので、読み上げは本当に遠慮してください。強調したい点、補足だけにしてください。お願いします。

(絹教育部長)

申し訳ないですが、これに書いてあること全部説明しなくて結構ですので、自分で本当に言いたい1つか2つだけポイントを言ってください。時間もありませんので、お願いします。

(栗林教育部参事)

では、指導課、2つだけ申します。命の教育の推進のいじめ不登校につきましては、先ほど来話題になってございます個別のシートでの報告というのを今年度から始めてございますので、より個に応じた具体的な対応というのが可能になってきていると考えています。

2つ目として、学力向上についてですが、放課後補習について、今年度より、より個人のニーズに応じたセルフスタディシステムというのを始めてい

ます。これによって、昨年度に比べて欠席する子供の数が大幅に減少しているので、意欲の向上が見られていると認めてございます。強調したい点は以上でございます。

(松村委員長)

続けてお願いします。

(山下生涯学習スポーツ課長)

生涯学習スポーツ課です。2 つ目の多摩六都スポーツ事業ということで、小金井公園でリレーマラソンを初めて行います。ここでは6 チーム参加ということですが、現実的に100 チームの応募がございました。清瀬市は12 チームがエントリーということで、一番多いのは西東京市さんの50 チームとなっております。偏った形の100 チーム編成になりますけれども、一応当初の目的というか、チームが集まっているということで、予定どおり12月23日都立小金井公園において行われるということでございます。

もう1 つ、けやきホールの指定管理の件でございます。これについては、現在お願いしておりますアクティオ株式会社をお願いするよう形で選定委員会が決定しましたので、12月議会に候補者として議決をお願いするという運びでございます。

もう1 つ、内山運動公園等の改修工事が終わりました、既に8月から一般開放してございますが、一番心配しておりました夜間照明の件でございます。夜明る過ぎることになるのかなということで危惧しておりましたけれども、地域の住民の方からは苦情はない、逆にその地域が明るい状況になっているので安全的にもいいなという形でございますので、引き続き様子を見ていきたいと。以上でございます。

(伊藤図書館長)

図書館でございます。1点だけ、結核関連資料の収集でございますが、結核研究所の図書館と東村山市立中央図書館、ハンセン病コーナーの2つに決まりました。東村山市は、市全体で「いのちとこころの人権の森宣言」、多磨全生園の森を後世まで残そうと、こういう運動をしております、その一環として図書館のほうにハンセン病コーナーを設置したものでございました。立派な「いのちとこころの人権の森宣言」のポスターが張ってございましたし、それから『あん』という樹木希林さんが主演された、多磨全生園の話をもとにした映画が評判になったこともありまして、このコーナーでだいぶ関心を集めていらっしゃるようでございました。

それから図書の発注を始めたのですが、発注に当たりまして、結核研究所の図書館の司書の方にアドバイスいただいて発注を始めております。やはり医師の方が読むような難しい本が多いものですから、市民の方にはちょっと厳しいかなということで、今、収集展示ちょっと遅れております。以上でございます。

(五十嵐郷土博物館長)

博物館のほうから2点ほど説明させていただきます。まず、森田家の活用でございますが、森田家は主に見学等という形の中で活用されておりましたけれども、なかなか活用が不十分でありました。また、コンセプト等も江戸時代辺りにしましてはなかなか問題がございましたので、外の庭等をいろいろ手を入れたり、また、今年度下水道を6月に完備致しましたことから、各種体験活動が可能になりまして、6月には蚕のまゆから糸をつくる講座など、9月にはさつまだんごづくり、また、後ほど説明させていただきますけれども、10月には初めての試みとなります音楽コンサートを開催する予定でございます。今後、旧森田家は、文化財ということでただ単に見学する場所だけではなく、昔から清瀬で行われておりました伝統文化とさまざまな事業を開催していきたいと考えております。

それから、市指定文化財の案内板でございます。こちらは、現在案内板は 11 カ所あるわけでございますけれども、そのうち 9 カ所につきましてはかなり年数がたっておりまして、日焼けで文字が読めない等の問題がございますので、そのうちの 9 カ所を改修致します。新たに旧森田家、外気舎等には、この案内板にはございませんので、新たに設置を致します。また、西原遺跡の報告がここでまとまったことから、野塩センターに、今、西原遺跡の報告書があるんですけれども、そちらのほうも新たにつくり直すという形で、こちらは年度内にやっておきたいと考えております。以上でございます。

(松村委員長)

先ほどお聞きしましたら、委員のほうから特にお聞きしたいという点はなかったようですので、以上の報告で次に進めさせていただきます。

続きまして、日程第 16、報告事項の 3 番、来年度の教育目標について、お願い致します。

(栗林教育部参事)

それでは、平成 28 年度教育目標についてご説明を致します。内容的に指導課側からのほうが多うございますので、私のほうからお話をさせていただきます。

この教育目標は、次年度の各小中学校の教育課程編成のもとにもなるものなので、本年 12 月に予定しています各学校向けの教育課程編成説明会に先立って決定していくことが必要になるかなと考えております。昨年度来、教育課程の編成については、各学校の自立と責任といったものを遵守して校長の裁量権も拡大しておりますことから、編成に向けて学校と教育委員会のやりとりというのは相当時間がかかるだろうと考えており、若干日程の前倒しをさせていただいたということで、今年度、昨年より早めのご提案を致します。

さて、この平成 28 年度の教育目標についてですが、今回は大幅な変更は行わないということをまず申し上げたいと思います。

なぜかと申しますと、これは現在策定作業を行ってございます清瀬市教育総合計画マスタープラン、これとの整合を図る必要があるためであります。教育目標については、ここでは抜本的な改善は行わず、マスタープランの策定と並行させながら考えてまいりたいと思います。つまり教育目標が大きく変わってしまうことがマスタープランに係る議論の方向性に影響するという事は避けたいと考えているからであります。従って、今回の改善は小幅にとどめていこうという方針であります。

とは申しつつ、教育目標を改めて点検しますと、改善が必要な部分もございます。そこで、本日検討の視点として、お手元にお配りした資料の 7 に 6 点ほど掲げさせていただきました。

それぞれの視点に関しては改善の方向性も掲げてございますが、本日また改めてお配りしてございます今年度の教育目標をご覧いただきながら、次回の定例教育委員会の際にこれらの視点に基づいてご意見をいただきたくお願いを致します。

お配りしました資料にも掲げましたように、これについて次回ご意見を承り、それをお聞きして原案を作成し、12 月の定例教育委員会にて議決していただくといった流れを想定しております。

なお、平成 29 年度の教育目標の設定に当たっては、29 年度ですのでこの次の次ですけれども、教育目標の設定に当たっては、マスタープランとの整合を図るとともに、場合によっては、マスタープランをもって教育目標に代えるといったことが可能かどうかといったようなことについても、ご意見を承りながら考えてまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

(松村委員長)

事前に配布されていきました目標に関しては、来年度のものを小幅に修正す

るのかなという認識でいましたが、今日この机上の資料のナンバー7、こちらをもう一度よく確認して、来月の定例会議で意見を言って議論しましょうということですね。

(栗林教育部参事)

さようでございます。

(松村委員長)

大幅な改定は、マスタープランができてからということですね。ただ今、説明報告ありました。何かご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

(松村委員長)

では、次回までの私たちの宿題ということでもろしくお願い致します。

続きまして、日程第17、報告事項の4番です。こちらは郷土博物館からお願いします。

(五十嵐郷土博物館長)

それでは、清瀬美術家展開催及び旧森田家で開催致します音楽コンサートについてご説明させていただきます。

お手元の清瀬美術家展のチラシをご覧くださいと思います。清瀬郷土博物館では、11月14日土曜日から11月23日月曜日まで、今年で第31回目となります清瀬美術家展を開催致します。この清瀬美術家展につきましては、清瀬の造形美術の振興及び文化の向上を目的に致しまして、開館当時より開催している毎年恒例の企画展でございます。今年も意欲的に活動しております市内在住、在勤の27名の美術家の作品を展示致します。作品につきましては、絵画が21点、彫刻が7点、合計28点を展示致します。お忙しい

とは存じますが、ぜひご高覧いただければ幸いです。

また、机上にご案内状を置かせていただきましたが、清瀬美術家展のレセプションを11月13日の金曜日、郷土博物館の2階の講座室にて6時10分より開催致しますので、ご案内をさせていただきます。一応封筒に入れてある案内状でございます。

続けて、旧森田家で開催致します音楽コンサートをご案内申し上げます。市指定の旧森田家の活用の一環と致しまして、今回、旧森田家では初めての試みとなりますけれども、10月24日土曜日に、東京藝術大学を卒業致しまして津軽三味線の全国大会に優勝したこともございます山下靖喬さんをお迎え致しまして、音楽コンサートを開催致します。本日、音楽コンサートのチラシを配布させていただきましたので、時間がございましたら古民家で音楽を楽しんでいただければと思います。

なお、こちら午前11時から12時までの開催となっております。当日、ジェイコムの取材も来ることになっております。また、昨日、ジェイコムのほうでちょっと打ち合わせに行ったときに、毎週月曜日から金曜日まで6時40分から7時までデイリーニュース、これ生放送でやっているんですが、10月23日の金曜日、10分ほど清瀬郷土博物館で枠をいただけるということで、急に昨日話が来まして、郷土博物館の30年ということもございますので、郷土博物館の説明及び翌日のこちらの音楽コンサートの番宣ということで、私のほうで説明してPRをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。以上です。

(坂田教育長)

時間をもう一度教えてください。ジェイコムの放映時間。

(五十嵐郷土博物館長)

ジェイコムは6時40分から7時まで、そのうちの10分間の枠をいただい

て、郷土博物館、その中で郷土カルタとかその辺の PR、最後には音楽コンサートの PR をしていきたいと思っております。以上です。

(松村委員長)

ジェイコム、ごめんなさい、僕見られないので、ぜひ後でデータかなんかをお願いします。

本件に関してよろしいでしょうか。レセプションに関しては、昨年同様、部長行かれますか。

(絹教育部長)

調整します。

(松村委員長)

続きまして、追加日程、報告事項の 5 番、清瀬教育の日についてお願い致します。

(栗林教育部参事)

本日、お手元にもお配り致しましたし、事前にも配布してございますけれども、10月24日土曜日、「清瀬教育の日」の取り組みの一つとして、アミューホールにて「清瀬の100冊」読書感想文コンテスト表彰式、それから神奈川県工科大学の饗場先生による食育講演会を開催します。とにかくなるべく多くの市民の方にご参加いただきたいなと思っております。上にも書いてございますように、地域や保護者の皆さんに清瀬の教育について知っていただいて、共に考える機会としたいと思っております。

こういったチラシについては、全小中学校はもちろんのこと、市内の幼稚園、保育園、それから私も先日休みの日に内山とかでサッカーやっているお母さんのところに配ってまいりました。セントラルスポーツクラブなんかにもポスターを張らせてもらったりして、ターゲットを絞っていこうかなと思

って努力をしています。何とか多くの方にお集まりいただきたいなと思って
ございます。

特に饗場^{あいば}先生のご講演は、昨年度市内の全小中学生と保護者向けに行った
アンケートに基づく清瀬の食育について考えるというお話ですので、大変興
味深い内容かなと思っております。委員の皆さんもご多用中のことと存じま
すが、もしもご都合がございましたらご参加いただきたいと思ひますし、もし
こういったチラシがご入り用であれば、お申し出いただければ幾らでも用意
しますので、おっしゃってください。以上でございます。

(松村委員長)

表彰式に関しては、委員の出欠とったほうがいいですか。

(栗林教育部参事)

後ほどご連絡します。

(松村委員長)

分かりました。本件に関しては、チラシのほうたくさん皆さんお持ち帰り
ください。

続きまして、日程第 18、その他ですね。

(絹教育部長)

その前に、ちょっと連絡事項ございますので、2 点ほど。1 点目お願いし
ます。

(栗林教育部参事)

本日予定されてございました小学校の連合運動会でございますが、順延と
いうことになりました。3 会場のうち 2 会場が 20 日火曜日に順延、1 会場が

19 日月曜日に順延になっています。20 日については、全員協議会の日ですので、各委員はご参加が難しいかなと思ってございます。19 日月曜日、清瀬小学校だけ実施ができます。これについては後ほど伺いたいと思います。

(絹教育部長)

この前、教育委員会連合会の管外視察研修で松村委員長と一緒に富岡製糸工場のほうに行ってまいりました。朝 8 時半出発で夜 7 時ぐらいまでずっとバスに乗っていろいろ見たのですが、最初、各バスごとですけれども、教育委員の報告というか、情報交換会がありました。バスの中で。清瀬市のほうは、松村委員長が過去の取り組み等お話をしていただきまして、各市もありました。

その後、3 カ所行きました。高山社というのと、多胡碑記念館と、富岡製糸工場。高山社というのは、私も初めて、富岡自体初めてなんですけど、養蚕の関係なので、群馬県の篤志家、藤岡町の篤志家が、もともと名主だった方が、自分の民家を提供して養蚕の学校をつくっているというのを見せていただきました。

世界文化遺産にちょっと格好付けたというか、付帯設備のような感じで PR していましたが、バスで行きましたが、富岡製糸工場がちょっと離れているのでなかなか人が来なかったんですけど、本当に大きい農家中に工場を立てて、2 階建てですが、江戸時代の建物がそのまま残っていました。ギシギシ音がして、世界文化遺産の付帯施設だけど、もつかなという心配がありました。文化遺産も維持管理が大変じゃないかなという感想を受けました。ガイドもあってうまく説明をしていただけるんですが、養蚕の成り立ちからいろいろと、自分のお金をなげうってやったということで、いいんじゃないのかなと思っております。

それから、多胡碑記念館というところへ行きました。多胡碑というのは、当時の奈良時代の石碑なんですね。和銅 4 年、711 年、奈良時代に中央政府、

大和朝廷からこの地に多胡郡という、群馬県を多胡郡と設置されましたので、それを伝える石碑がございます。「続日本記」に出てくるそうなんです、何がいいのかというと、石碑があって、その中に字が書いてあるんです。拓本をとって、書道のほう、かなりいい字であると。711年ということは、中国で言うと唐の時代ですよね。隋唐の時代です。王羲之とか書道をする方はご存じだと思いますけれども、有名な書家も出ました。隸書だと思います。書道をする方はお分かりだと思いますが、篆書というのは清代ですね。中国の始皇帝の時代につくった絵文字みたいなやつですが、隸書というのはヒュッとねて味のある字で、そういった字があって本当にすてきだなと思ったんですが、全然宣伝がないので、あんまり人がいませんでした。ちょっと寂しいところでしたね。だから、文化遺産でも何でも、やるときにはうまく PR しないともったいないなという印象は受けました。

それから富岡製糸工場に行きまして、富岡製糸工場は初めて行ったんですけども、大体半日ぐらいかかっちゃうような建物で、フランス人が設計して、赤れんがの本当に立派な、明治時代につくりまして、製糸工場の中に 400 人ぐらい最盛期はいたということです。何のために製糸工場をやったかというと、そこで研修というか、本当に工場でやるというよりも、そこで工場の女工さんを育成して、各地に養蚕を広めて、日本の製糸工業をやりたいという名目で作ったということでした。

フランスの人がつくって指導したらしいんですが、今、NHK で大河ドラマやっていますよね。それにヒロインが出てくるんですが、あの大河ドラマあんまり人気ないので視聴率が低いんですが、一緒に宣伝をしていました。大河ドラマのヒロインの旦那さんが当時の群馬県令、要するに群馬県知事に明治新政府から任命されて、こういったことに力を注いだということで、タイアップしてやっていました。そういうタイアップして PR するといいのかなと思います。

これも維持管理が大変じゃないかなと思いました。この前の大雨で少し崩

れちゃったりしたのがまだ直ってなかったりしているので、維持管理が大変じゃないかなと思います。

あとは、まちおこしだと思います。市役所にいるのであれですけど、地方都市はなかなか再生するのは難しいと思いますので、こういった文化遺産とかやると、まち全体がちょっと盛り上がって観光客も増えるし、すばらしい効果が出ているんじゃないかなと思いました。これは感想です。

あと何か補足があれば、委員長は富岡製糸工場のほうは詳しいと思いますので、よろしくお願い致します。

(松村委員長)

多胡碑という石碑に関しては、本当にすごくいいコンテンツで、もったいないです。あの PR の仕方を考えればものすごく爆発的に出るコンテンツだと思います。

(松村委員長)

それでは、今後の日程について、引き続きよろしいでしょうか。課長お願い致します。

(粕谷教育総務課長)

次回 11 月の定例会を 11 月 20 日金曜日午前 9 時 30 分から健康センター第 2 会議室で予定してございます。

(松村委員長)

以上をもちまして、平成 27 年第 10 回清瀬市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時 31分

平成27年10月 16日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

委員長 松村 重樹

委員 植松 紀子